

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度において農林水産省大臣官房経理課等（別記1の発注機関）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、平成23年度及び24年度の資格を既に有する者は、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

平成23年12月22日

農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘

調達機関番号 018 所在地番号 13

1 契約の種類及び業種の区分

[掲載順序 契約の種類：業種の区分]

- (1) 建設工事：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

2 申請の時期

- (1) 平成24年4月からの資格付与を希望する者

郵送の場合

平成24年2月29日（当日消印有効）までの間に郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。

持参の場合

平成24年1月23日から平成24年2月29日までの間（受付時間は、13時から16時まで）に申請すること。

- (2) 上記2(1)及びの期限後の申請については、随時に受け付けるが、資格の付与は平成24年5月以降となる。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法

当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、農林水産省ホームページから入手することができる。

http://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/index.html（農林水産省）

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添付し、別記2に掲げる申請書の提出場所へ提出すること。

建設工事の申請を行う場合

ア 営業所一覧表

イ 総合評定値通知書の写し

総合評定値通知書は、次のいずれかに該当し、申請日の直近のものとする。

また、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、次のいずれかに統一された総合評定値通知書とする。

なお、下記のb及びcについては、平成24年2月29日までに申請する場合とする。

a 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1175号。以下「改正告示」という。）による改正後の総合評定値通知書

b 岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者については、改正告示による改正前又は改正後のいずれかの総合評定値通知書

c bの3県以外に主たる営業所を有する者であつて、国土交通大臣又は都道府県知事から建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間の満了日を平成24年2月29日に延長することを承認された者については、改正告示による改正前の総合評定値通知書

ウ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し

エ 共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

オ 共同企業体等調書（共同企業体又は総合数値の算定方法等に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合として申請する場合）

カ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類

キ グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ク 行政書士等の代理申請による場合には委任状

測量・建設コンサルタント等の申請を行う場合

ア 営業所一覧表

イ 財務諸表類

- ウ 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
- エ 登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し
- オ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- カ 行政書士等の代理申請による場合には委任状

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載されたその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算し、記載すること。

4 競争に参加することができない者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- (3) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (4) 建設業法第3条の規定による許可及び経営事項審査を受けていない場合
- (5) 経営事項審査において、総合評定値通知を受けていない場合
- (6) 数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記4(1)から(5)までに該当する構成員を含む者

5 競争参加の資格及びその審査

- (1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記3又は別記4の総合数値をもって行う。
- (2) 競争に参加できる者の資格は、上記5(1)により別記5の業種別等級区分に基づいて格付けする。

6 資格審査結果の通知

「資格確認通知書」により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争参加資格の有効期間

資格決定の日から平成25年3月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから平成25年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

上記7(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成24年11月頃に平成25・26年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

(1) 今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。

(2) 平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

(3) 更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

9 合併等により新たに新設された会社等の取扱い

合併等により新たに新設された会社等とは、次の(1)から(5)までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

(1) 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

(2) 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

(3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

(4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

(5) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

10 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて別記2宛に速やかに提

出すること。

- (1) 本社（店）住所
- (2) 商号又は名称、電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合には代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録の状況
- (5) 営業所の名称、所在地、電話番号及びファクシミリ番号(営業所の新設廃止を含む。)

添付資料

法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本(又は抄本)若しくはその写し

個人の住所の場合は、住民票の写し

個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し

許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し

11 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省大臣官房経理課会計指導第1班(別館 3階 ドア 別316)

別記1 発注機関

大臣官房経理課、林野庁（国有林野事業特別会計を除く。）、水産庁、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産研修所、農林水産政策研究所及び北海道農政事務所

別記2 申請書の提出場所

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省大臣官房経理課営繕総括班（本館1階 ドア 本151）

電話03 - 3502 - 8111 内線3320

別記3 建設工事の場合の付与数値

総合評定値通知書の総合評点を総合数値とする。

別記4 測量・建設コンサルタント等の場合の付与数値

(1) 年間平均測量等実績高（A）

100億円以上		:60
50億円以上	100億円未満	:55
20億円以上	50億円未満	:50
10億円以上	20億円未満	:45
2億円以上	10億円未満	:40
1億円以上	2億円未満	:35
2,000万円以上	1億円未満	:30
1,000万円以上	2,000万円未満	:25
500万円以上	1,000万円未満	:20
300万円以上	500万円未満	:15
200万円以上	300万円未満	:10
200万円未満		:5

(2) 自己資本額（B）

10億円以上		:10
1億円以上	10億円未満	:8
1,000万円以上	1億円未満	:6
100万円以上	1,000万円未満	:4
100万円未満		:2

(3) 流動比率及び営業年数（C）

流動比率		
130%以上		:14
95%以上	130%未満	:10
75%以上	95%未満	:6
60%以上	75%未満	:2

営業年数		
25年以上		:10
10年以上	25年未満	:8

5年以上 10年未満: 6
5年未満 : 4

(4) 総合数値は、上記(A)、(B)及び(C)の合計とする。

別記5 業種別等級区分及び予定価格の範囲

[掲載順序 業種の区分 数値:等級 予定価格の範囲]

(1) 土木一式工事

1,500 点以上 : A
950 点以上 1,500 点未満: B
750 点以上 950 点未満: C
750 点未満 : D

Aは2億円以上、Bは5,000万円以上2億円未満、Cは2,000万円以上5,000万円未満、Dは2,000万円未満

(2) 建築一式工事

1,200 点以上 : A
1,000 点以上 1,200 点未満: B
800 点以上 1,000 点未満: C
800 点未満 : D

Aは2億円以上、Bは1億円以上2億円未満、Cは3,000万円以上1億円未満、Dは3,000万円未満

(3) その他の工事

1,000 点以上 : A
850 点以上 1,000 点未満: B
850 点未満 : C

Aは7,000万円以上、Bは3,000万円以上7,000万円未満、Cは3,000万円未満

(4) 測量・建設コンサルタント等

80点以上 : A
60点以上 80点未満: B
60点未満 : C

Aは1,000万円以上、Bは300万円以上1,000万円未満、Cは300万円未満